

7月NEWS

(1) 消費税率引上げに伴う経過措置について

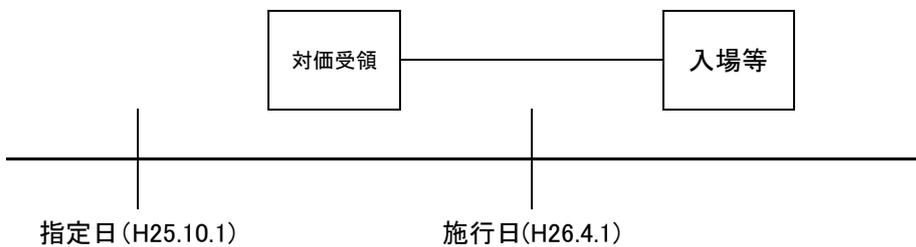
平成26年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入から、消費税率8%への引上げが予定されています。しかし、前売り等で料金を徴収する旅客運賃等や、電気・ガス・水道など検針等で料金が確定するものなど、契約や取引の実態から平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入について新税率を適用することが出来ない取引があります。このような取引について、契約の実態や取引の実態を踏まえて一定の取引を抽出し、旧税率を適用する経過措置が設けられています。

主な経過措置の概要は以下の通りです。

(下記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。)

① 旅客運賃等

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価（通勤定期など）や映画・演劇を催す場所、競馬場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの



② 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの



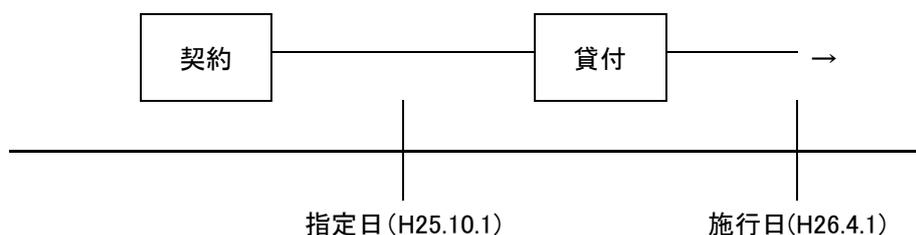
③ 請負工事等

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した工事（製造を含む）に係る請負契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等



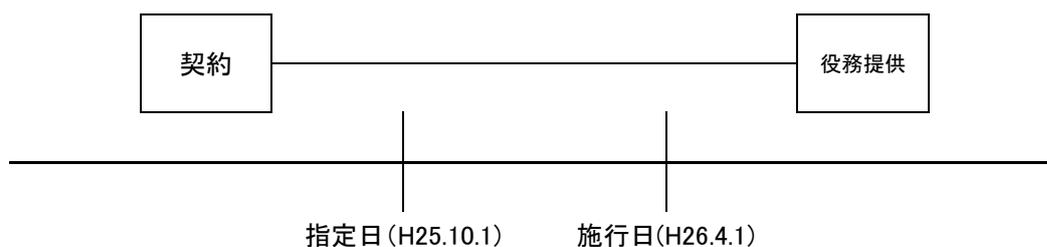
④ 資産の貸付

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した資産の貸付に係る契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から同日以後引き続き貸付を行っている場合における、平成 26 年 4 月 1 日以後行う当該資産の貸付



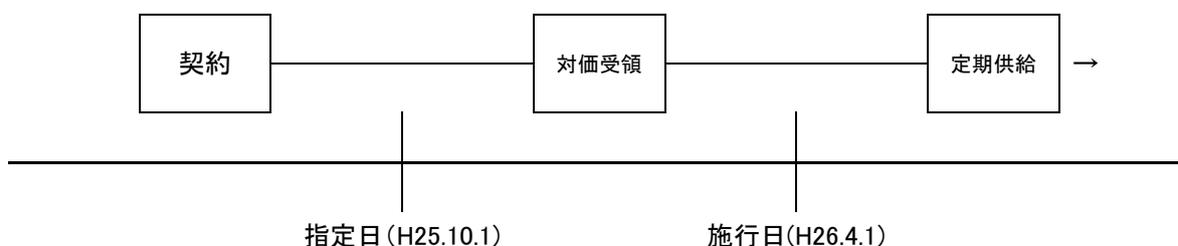
⑤ 指定役務の提供

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定める事ができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部または一部が分割で支払われる契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供



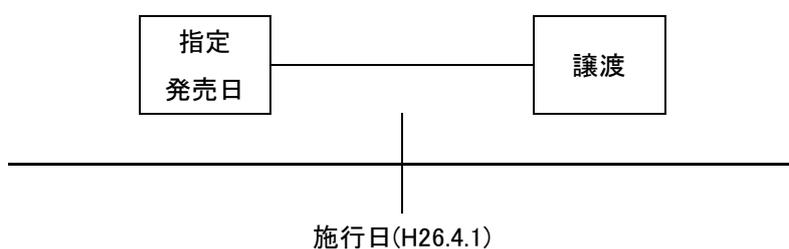
⑥ 予約販売に係る書籍等

平成 25 年 10 月 1 日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成 26 年 4 月 1 日前に領収している場合で、その譲渡が平成 26 年 4 月 1 日以後に行われるもの



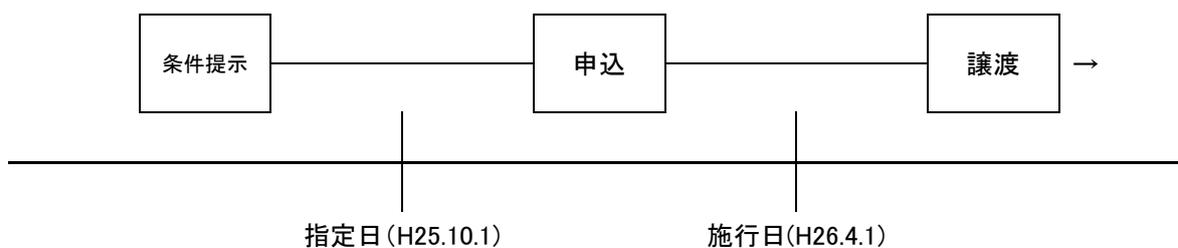
⑦ 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成 26 年 4 月 1 日前であるもののうち、その譲渡が平成 26 年 4 月 1 日以後に行われるもの



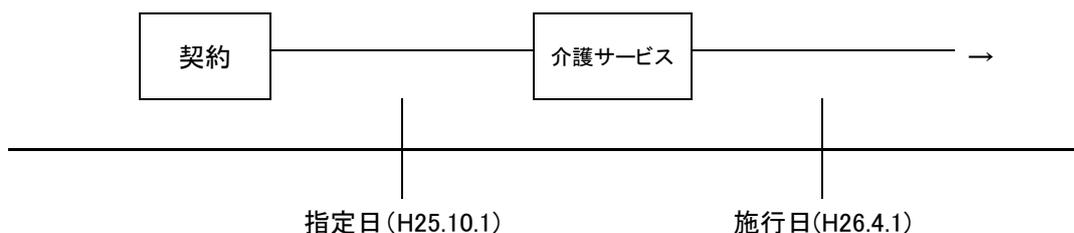
⑧ 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成 25 年 10 月 1 日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成 26 年 4 月 1 日前に申込を受け、提示した条件に従って平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる商品の販売



⑨ 有料老人ホーム

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供



(2) 7月の主な税務

7月の申告や提出の主なものは以下の通りです。ご確認ください。

提出期限等	内容
7月10日	6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (年二回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
7月16日	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	所得税の予定納税額の納付(第一期分)
7月31日	5月決算法人の確定申告
7月31日	2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
7月31日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
7月31日	11月決算法人の中間申告
7月31日	消費税の年税額が400万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告
7月31日	消費税年税額が4,800万円超の4月・5月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告
7月中	固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

(3) スタッフの一言

7月になりました。

梅雨独特の蒸し暑い日が続いておりますが、お褒りなくお過ごしでしょうか。

個人的には夏が一番好きな季節ですので、梅雨明けを楽しみに日々を過ごしております。

暑さはこれからが本番です。こまめな水分補給等で、熱中症についての予防や対策をしていきたいと思っております。皆様も体調管理には十分気をつけてお過ごし下さい。

担当 緒方